

令和6年度労働報酬下限額

令和6年4月1日以後に公告し、通知し、及び公募する特定公契約について適用する。

1 工事及び製造の請負契約

単位：円（1時間当たり）

号	職 種	労働報酬下限額	号	職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	2, 7 7 0	27	普通船員	2, 6 6 0
02	普通作業員	2, 3 5 0	28	潜水士	4, 6 6 0
03	軽作業員	1, 8 1 0	29	潜水連絡員	3, 1 3 0
04	造園工	2, 4 2 0	30	潜水送気員	2, 7 2 0
05	法面工	3, 2 2 0	31	山林砂防工	3, 2 7 0
06	とび工	3, 0 2 0	32	軌道工	4, 5 9 0
07	石工	3, 0 5 0	33	型わく工	3, 0 5 0
08	ブロック工	3, 0 7 0	34	大工	3, 1 7 0
09	電工	2, 3 9 0	35	左官	2, 7 6 0
10	鉄筋工	2, 8 8 0	36	配管工	2, 4 6 0
11	鉄骨工	2, 8 5 0	37	はつり工	2, 8 2 0
12	塗装工	2, 9 7 0	38	防水工	2, 9 3 0
13	溶接工	3, 2 4 0	39	板金工	2, 9 7 0
14	運転手（特殊）	2, 7 9 0	40	タイル工	2, 5 3 0
15	運転手（一般）	2, 5 3 0	41	サッシ工	3, 1 1 0
16	潜かん工	3, 5 7 0	42	屋根ふき工	2, 5 8 5
17	潜かん世話役	4, 4 1 0	43	内装工	3, 2 9 0
18	さく岩工	3, 3 5 0	44	ガラス工	2, 9 1 0
19	トンネル特殊工	4, 1 5 0	45	建具工	2, 5 3 0
20	トンネル作業員	3, 1 1 0	46	ダクト工	2, 5 6 0
21	トンネル世話役	4, 3 9 0	47	保温工	2, 8 1 0
22	橋りょう特殊工	3, 3 4 0	48	建築ブロック工	3, 3 1 8
23	橋りょう塗装工	3, 8 1 0	49	設備機械工	2, 9 0 0
24	橋りょう世話役	3, 9 2 0	50	交通誘導員A	1, 9 7 0
25	土木一般世話役	2, 9 3 0	51	交通誘導員B	1, 6 2 0
26	高級船員	3, 3 7 0			

※ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者及び労働者の合意のもと、見習い、手元等と使用者が判断する者については、この表の労働報酬下限額にかかわらず1, 267円とする。

2 業務委託契約、労働者派遣契約及び指定管理協定

1, 0 8 1 円（1時間当たり）